

子ども青少年局

番号	名 称	所管課
95	さかいチャイルドサポーター研修 修了者名簿	子ども企画課
96	令和2年度堺市新生児臨時給付金事業	子ども企画課
97	令和3年度堺市新生児世帯特別給付金事業	子ども企画課
98	大阪府子ども教育・生活支援事業	子ども企画課
99	堺市保健衛生情報システム(母子保健、小児医療)	子ども育成課
100	児童扶養手当	子ども家庭課
101	児童手当	子ども家庭課
102	要保護児童対策地域協議会実務者会議進行管理台帳	子ども家庭課
103	ユースサポートセンターにおける相談者個人ファイル	子ども家庭課
161	母子父子寡婦福祉資金貸付金	子ども家庭課
104	子ども・子育て支援システム	幼保政策課
105	就園奨励システム	幼保政策課
106	処遇改善等加算データファイルシステム	幼保政策課
107	堺市保育業務総合支援システム	幼保支援課
108	子ども相談情報システム	育成相談課
109	児童虐待事案通告に係るネットワークシステム	育成相談課

堺市個人情報ファイル簿

ファイル簿番号 95

1	個人情報ファイルの名称	さかいチャイルドサポーター研修 修了者名簿
2	実施機関の名称	堺市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務の担当課の名称	子ども企画課
4	個人情報ファイルの利用目的	さかいチャイルドサポーター研修修了証書の再発行のための研修修了者の管理
5	記録項目	年度、コース名、修了区分、修了番号、受講者番号、氏名、性別、生年月日、住所、一部修了科目名
6	記録範囲	本人（研修修了者）
7	記録情報の収集方法	本人からの情報提供
8	要配慮個人情報の有無	無
9	記録情報の経常的提供先	無
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課 （所在地）堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館8階
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		政令第21条第7項に該当するファイル □ 有 ■ 無
		□ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける担当課の名称及び所在地	（名称）堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課 （所在地）堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館8階
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備考	

堺市個人情報ファイル簿

ファイル簿番号 96

1	個人情報ファイルの名称	令和2年度堺市新生児臨時給付金事業
2	実施機関の名称	堺市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務の担当課の名称	子ども企画課
4	個人情報ファイルの利用目的	令和2年度堺市新生児臨時給付金事業における給付金対象者の記録保存のため
5	記録項目	識別番号、宛名番号、世帯番号、氏名（給付対象児）、送付先氏名、生年月日（給付対象児）、住所（給付対象児）、住民日、住定日、申請受付日、氏名（保護者）、住所（保護者）、電話番号（保護者）、金融機関名、支店名、口座番号、口座種別、口座名義人、申請方法、要件、適否、給付回、振込日、申請回数
6	記録範囲	令和2年4月28日から令和2年12月31日までの間に出生した新生児、新生児の母、新生児と同居する母以外の保護者
7	記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、申請者からの申請書
8	要配慮個人情報の有無	無
9	記録情報の経常的提供先	無
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課 （所在地）堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館8階
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		政令第21条第7項に該当するファイル □ 有 ■ 無
		□ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける担当課の名称及び所在地	（名称）堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課 （所在地）堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館8階
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備考	

堺市個人情報ファイル簿

ファイル簿番号 97

1	個人情報ファイルの名称	令和3年度堺市新生児世帯特別給付金事業
2	実施機関の名称	堺市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務の担当課の名称	子ども企画課
4	個人情報ファイルの利用目的	令和3年度堺市新生児世帯特別給付金事業における給付金対象者の記録保存のため
5	記録項目	識別番号、宛名番号、世帯番号、氏名（給付対象児）、送付先氏名、生年月日（給付対象児）、住所（給付対象児）、住民日、住定日、申請受付日、氏名（保護者）、住所（保護者）、電話番号（保護者）、金融機関名、支店名、口座番号、口座種別、口座名義人、申請方法、要件、適否、給付額、給付回、振込日、申請回数
6	記録範囲	令和3年1月1日から令和3年12月31日までの間に出生した新生児、新生児の保護者
7	記録情報の収集方法	住民基本台帳システム、申請者からの申請書
8	要配慮個人情報の有無	無
9	記録情報の経常的提供先	無
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課 （所在地）堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館8階
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		政令第21条第7項に該当するファイル □ 有 ■ 無
		□ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける担当課の名称及び所在地	（名称）堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課 （所在地）堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館8階
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備考	

堺市個人情報ファイル簿

ファイル簿番号 98

1	個人情報ファイルの名称	大阪府子ども教育・生活支援事業
2	実施機関の名称	堺市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務の担当課の名称	子ども企画課
4	個人情報ファイルの利用目的	大阪府子ども教育・生活支援事業におけるギフトカード配布対象者の記録保存のため
5	記録項目	氏名、生年月日、住所、特記事項、児童住民区分
6	記録範囲	・ 令和4年6月30 日時点で堺市住民基本台帳に登録されており、令和5年4月1日時点で18 歳以下の者 ・ 令和5年2月末までに堺市に出生届が提出された者
7	記録情報の収集方法	住民基本台帳システム
8	要配慮個人情報の有無	無
9	記録情報の経常的提供先	無
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課 (所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館8階
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		政令第21条第7項に該当するファイル □ 有 ■ 無
		□ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける担当課の名称及び所在地	(名称) 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども企画課 (所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館8階
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備考	

堺市個人情報ファイル簿

ファイル簿番号 99

1	個人情報ファイルの名称	堺市保健衛生情報システム(母子保健、小児医療)
2	実施機関の名称	堺市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務の担当課の名称	子ども育成課、各区役所 保健センター
4	個人情報ファイルの利用目的	母子保健に関する事務処理及び、育成医療、養育医療に関する事務処理を適正に行うことにより、妊産婦、乳幼児等の健康の保持、増進を図る
5	記録項目	識別番号、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号、続柄、家族状況、病歴
6	記録範囲	市内在住の妊産婦、乳幼児等
7	記録情報の収集方法	本人(保護者)、医療機関からの情報提供(報告)
8	要配慮個人情報の有無	有
9	記録情報の経常的提供先	無
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課 (所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
		政令第21条第7項に該当するファイル □ 有 ■ 無
		□ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける担当課の名称及び所在地	(名称) 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども育成課 (所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備考	

堺市個人情報ファイル簿

ファイル簿番号 100

1	個人情報ファイルの名称	児童扶養手当
2	実施機関の名称	堺市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務の担当課の名称	子ども家庭課、堺区子育て支援課、西区子育て支援課、北区子育て支援課、中区子育て支援課、東区子育て支援課、南区子育て支援課、美原区子育て支援課
4	個人情報ファイルの利用目的	児童扶養手当給付業務のため
5	記録項目	識別番号、氏名、住所、電話番号、世帯構成、収入状況、口座番号、児童扶養手当受給事由、事由発生日、年金情報、障害種別、支給額、有期認定期限、在留期限
6	記録範囲	児童扶養手当の申請者及び扶養義務者、児童
7	記録情報の収集方法	本人、各課からの情報提供等
8	要配慮個人情報の有無	有
9	記録情報の経常的提供先	無
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) ①子ども家庭課 ②堺区子育て支援課 ③西区子育て支援課 ④北区子育て支援課 ⑤中区子育て支援課 ⑥東区子育て支援課 ⑦南区子育て支援課 ⑧美原区子育て支援課 (所在地) ①堺市堺区南瓦町3-1②堺市堺区南瓦町3-1③堺市西区鳳東町6-600④堺市北区新金岡町5-1-4⑤堺市中区深井沢町24-70-7⑥堺市東区日置荘原寺町195-1⑦堺市南区桃山台1-1-1⑧堺市美原区黒山167-1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		政令第21条第7項に該当するファイル ■ 有 □ 無
		□ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける担当課の名称及び所在地	(名称) 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課 (所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館8階
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備考	

堺市個人情報ファイル簿

ファイル簿番号 101

1	個人情報ファイルの名称	児童手当
2	実施機関の名称	堺市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務の担当課の名称	子ども家庭課、堺区子育て支援課、西区子育て支援課、北区子育て支援課、中区子育て支援課、東区子育て支援課、南区子育て支援課、美原区子育て支援課
4	個人情報ファイルの利用目的	児童手当給付業務のため
5	記録項目	識別番号、氏名、住所、電話番号、世帯構成、収入状況、口座番号、児童手当受給事由、申請日、年金情報、支給額
6	記録範囲	児童手当の申請者及び配偶者、児童
7	記録情報の収集方法	本人、各課からの情報提供等
8	要配慮個人情報の有無	有
9	記録情報の経常的提供先	無
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) ①子ども家庭課 ②堺区子育て支援課 ③西区子育て支援課 ④北区子育て支援課 ⑤中区子育て支援課 ⑥東区子育て支援課 ⑦南区子育て支援課 ⑧美原区子育て支援課 (所在地) ①堺市堺区南瓦町3-1②堺市堺区南瓦町3-1③堺市西区鳳東町6-600④堺市北区新金岡町5-1-4⑤堺市中区深井沢町2470-7⑥堺市東区日置荘原寺町195-1⑦堺市南区桃山台1-1-1⑧堺市美原区黒山167-1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		政令第21条第7項に該当するファイル ■ 有 □ 無
		□ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける担当課の名称及び所在地	(名称) 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課 (所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館8階
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備考	

堺市個人情報ファイル簿

ファイル簿番号 102

1	個人情報ファイルの名称	要保護児童対策地域協議会実務者会議進行管理台帳
2	実施機関の名称	堺市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務の担当課の名称	子ども家庭課、各区役所子育て支援課
4	個人情報ファイルの利用目的	要保護児童、要支援児童やその家庭への支援を実施するにあたり、子ども家庭課、子ども相談所、子育て支援課等の関係機関において必要な情報交換や協議を行い、適切な連携体制を構築するために活用する。
5	記録項目	識別番号、氏名、生年月日、年齢、性別、所属、学年、住所、虐待種別、虐待者、重症度、相談経路、関係機関、主訴、直近の状況、担当者、ケース経過の把握日、要対協登録日
6	記録範囲	児童福祉法に規定する要保護児童及び要支援児童並びに特定妊婦とその家族
7	記録情報の収集方法	各課及び関係機関からの情報提供
8	要配慮個人情報の有無	有
9	記録情報の経常的提供先	無
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課 (所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館8階
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
12	個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無
		☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける担当課の名称及び所在地	(名称) 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課 (所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館8階
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備考	

堺市個人情報ファイル簿

ファイル簿番号 103

1	個人情報ファイルの名称	ユースサポートセンターにおける相談者個人ファイル
2	実施機関の名称	堺市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務の担当課の名称	子ども家庭課
4	個人情報ファイルの利用目的	子ども家庭課が委託にて実施している堺市ユースサポートセンターの運営において、相談者の情報を収集し、適切な支援につなげるため。
5	記録項目	氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、家族構成、生活状況、主訴、要望、来談経緯、治療・相談歴、成育歴、学歴、就労経験、所有資格、現在の様子、インテーク時の様子、初来所時レベル、改善項目、所見、処遇方針、担当、地域若者サポートステーションに関する登録情報
6	記録範囲	相談者及び家族情報
7	記録情報の収集方法	相談者及び関係機関
8	要配慮個人情報の有無	有
9	記録情報の経常的提供先	無
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課 (所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館8階
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		政令第21条第7項に該当するファイル ■ 有 □ 無
		□ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける担当課の名称及び所在地	(名称) 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課 (所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館8階
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備考	

堺市個人情報ファイル簿

ファイル簿番号 161

1	個人情報ファイルの名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金
2	実施機関の名称	堺市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務の担当課の名称	子ども家庭課、堺区子育て支援課、西区子育て支援課、北区子育て支援課、中区子育て支援課、東区子育て支援課、南区子育て支援課、美原区子育て支援課
4	個人情報ファイルの利用目的	母子父子寡婦福祉資金貸付および償還
5	記録項目	申請者氏名・住所・生年月日、連帯借受人（児童）氏名・住所。生年月日、連帯保証人氏名・住所・生年月日、貸付金の種類、貸付金金額、償還済金額、未償還者への督促・催告状況、貸付金振込口座、償還金振込口座
6	記録範囲	母子父子寡婦福祉資金貸付および償還
7	記録情報の収集方法	申請者本人からの申請書および徴取
8	要配慮個人情報の有無	有
9	記録情報の経常的提供先	無
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）①子ども家庭課 ②堺区子育て支援課 ③西区子育て支援課 ④北区子育て支援課 ⑤中区子育て支援課 ⑥東区子育て支援課 ⑦南区子育て支援課 ⑧美原区子育て支援課 （所在地）①堺市堺区南瓦町3-1 ②堺市堺区南瓦町3-1 ③堺市西区鳳東町6-600 ④堺市北区新金岡町5-1-4 ⑤堺市中区深井沢町2470-7 ⑥堺市東区日置荘原寺町195-1 ⑦堺市南区桃山台1-1-1 ⑧堺市美原区黒山167-1
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無 ■ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける担当課の名称及び所在地	堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館8階
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—

1 6	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
1 7	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
1 8	備考	

堺市個人情報ファイル簿

ファイル簿番号 104

1	個人情報ファイルの名称	子ども・子育て支援システム
2	実施機関の名称	堺市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務の担当課の名称	幼保政策課、各区役所子育て支援課
4	個人情報ファイルの利用目的	教育・保育支給認定等の事務のため
5	記録項目	識別番号、氏名、生年月日、住所、電話番号、世帯構成、収入状況、就労状況、障害の有無、申込情報、在籍情報、支給認定情報、口座情報、保育料収納状況、施設等利用給付の給付状況
6	記録範囲	教育・保育支給認定申請者及び配偶者、児童
7	記録情報の収集方法	本人からの申出、各課からの情報提供・情報連携
8	要配慮個人情報の有無	有
9	記録情報の経常的提供先	無
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 堺市子ども青少年局子育て支援部幼保政策課 (所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館8階
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		政令第21条第7項に該当するファイル □ 有 ■ 無
		□ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける担当課の名称及び所在地	(名称) 堺市子ども青少年局子育て支援部幼保政策課 (所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館8階
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備考	

堺市個人情報ファイル簿

ファイル簿番号 105

1	個人情報ファイルの名称	就園奨励システム
2	実施機関の名称	堺市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務の担当課の名称	幼保政策課、各区役所子育て支援課
4	個人情報ファイルの利用目的	施設等利用給付事務のため
5	記録項目	識別番号、氏名、住所、電話番号、世帯構成、収入状況等
6	記録範囲	施設等利用給付認定申請者及び配偶者、児童
7	記録情報の収集方法	本人、各課からの情報提供等
8	要配慮個人情報の有無	有
9	記録情報の経常的提供先	無
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 堺市子ども青少年局子育て支援部幼保政策課 (所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館8階
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		政令第21条第7項に該当するファイル □ 有 ■ 無
		□ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける担当課の名称及び所在地	(名称) 堺市子ども青少年局子育て支援部幼保政策課 (所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号堺市役所高層館8階
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備考	

堺市個人情報ファイル簿

ファイル簿番号 106

1	個人情報ファイルの名称	処遇改善等加算データファイルシステム
2	実施機関の名称	堺市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務の担当課の名称	幼保政策課
4	個人情報ファイルの利用目的	処遇改善等加算認定事務のため
5	記録項目	氏名、生年月日、職種、職歴等
6	記録範囲	堺市内の民間認定こども園に勤務する職員
7	記録情報の収集方法	施設からの申請
8	要配慮個人情報の有無	無
9	記録情報の経常的提供先	大阪府社会福祉協議会施設福祉部、こども家庭庁成育局保育政策課
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 堺市子ども青少年局子育て支援部幼保政策課 (所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館8階
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		政令第21条第7項に該当するファイル □ 有 ■ 無
		□ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける担当課の名称及び所在地	(名称) 堺市子ども青少年局子育て支援部幼保政策課 (所在地) 堺市堺区南瓦町3番1号堺市役所高層館8階
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備考	

堺市個人情報ファイル簿

ファイル簿番号 107

1	個人情報ファイルの名称	堺市保育業務総合支援システム
2	実施機関の名称	堺市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務の担当課の名称	幼保支援課、共愛こども園、錦西こども園、浜寺石津こども園、東陶器こども園、上神谷こども園、登美丘東こども園、津久野こども園、新金岡こども園、宮園こども園、東浅香山こども園、英彰こども園、宮山台こども園、若松台こども園、日置荘こども園、美原にしこども園、美原ひがしこども園
4	個人情報ファイルの利用目的	市立こども園での事務処理を効率的に行うことにより、教育・保育の質の向上に資するため
5	記録項目	氏名（園児及び保護者）、生年月日、住所、性別、血液型、電話番号、携帯電話番号、Fax番号、メールアドレス、保護者勤務先・通学先、健康保険証の種類及び番号、健康診断結果・生活記録
6	記録範囲	市立こども園在園児及びその保護者
7	記録情報の収集方法	園児の保護者からの申告、子ども子育て支援総合システムからの情報収集
8	要配慮個人情報の有無	有
9	記録情報の経常的提供先	就学先小学校、転園先の教育・保育施設
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）堺市 子ども青少年局 子育て支援部 幼保支援課 （所在地）堺市堺区南瓦町3番1号
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
		政令第21条第7項に該当するファイル □ 有 ■ 無
		□ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備考	

堺市個人情報ファイル簿

ファイル簿番号 108

1	個人情報ファイルの名称	子ども相談情報システム
2	実施機関の名称	堺市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務の担当課の名称	堺市子ども青少年局子ども相談所育成相談課、虐待対策課、家庭支援課、一時保護所 堺市子ども青少年局子ども青少年育成部子ども家庭課 各区役所子育て支援課
4	個人情報ファイルの利用目的	児童虐待等の児童相談、施設措置処理、徴収金管理等に対し、迅速でかつ適切な対応を行うため
5	記録項目	識別番号、氏名、性別、生年月日・年齢、住所・電話番号、国籍、続柄、親族関係、婚姻歴、家族状況、居住状況、資産状況、収入状況、公的扶助、職業・職歴、学業・学歴、健康状態、障害、身体状況、経過記録、一時保護、ショートステイ、診断指導、心理検査、障害等級、措置、受診券台帳、法的対応、認定情報、徴収原簿
6	記録範囲	本人及び保護者等
7	記録情報の収集方法	(相手方) 本人、他の官公庁、私人・民間団体等 (手段) 電話等
8	要配慮個人情報の有無	有
9	記録情報の経常的提供先	無
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 育成相談課、虐待対策課 家庭支援課 子ども家庭課 堺区子育て支援課 中区子育て支援課 東区子育て支援課 西区子育て支援課 南区子育て支援課 北区子育て支援課 美原区子育て支援課 (所在地) 堺市堺区旭ヶ丘中町3丁4番1号 堺市立健康福祉プラザ3階 堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番1号 堺市三国ヶ丘庁舎4階 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所高層館8階 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本館2階 堺市中区深井沢町2470番地7 中区役所3階 堺市東区日置荘原寺町195番地1 東区役所3階 堺市西区鳳東町6丁600番地 西区役所4階 堺市南区桃山台1丁1番1号 南区役所4階 堺市北区新金岡町5丁1番4号 北区役所5階 堺市美原区黒山167番地1 美原区役所2階
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 政令第21条第7項に該当するファイル ■ 有 □ 無

		☐ 法第 6 0 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
1 3	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
1 4	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
1 5	行政機関等匿名加工情報の概要	—
1 6	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
1 7	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
1 8	備考	

堺市個人情報ファイル簿

ファイル簿番号 109

1	個人情報ファイルの名称	児童虐待事案通告に係るネットワークシステム
2	実施機関の名称	堺市長
3	個人情報ファイルが利用に供される事務の担当課の名称	子ども青少年局子ども相談所育成相談課、虐待対策課
4	個人情報ファイルの利用目的	児童虐待事案に係る堺市及び大阪府警察との情報共有に関する協定書に基き、子ども相談所と大阪府警察が当該虐待事案に関する情報を共有することにより、「児童虐待の見逃し防止」と「支援の充実」を図る。
5	記録項目	氏名、生年月日、年齢、性別、住所、電話番号、国籍、職業や学歴、家族状況、生活状況、健康状態、相談内容
6	記録範囲	児童福祉法第11条第1項、第25条第1項、児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項に基く児童及びその家庭
7	記録情報の収集方法	(相手方) 虐待通告者等 (手段) 電話等
8	要配慮個人情報の有無	有
9	記録情報の経常的提供先	無
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 堺市子ども青少年局子ども相談所 育成相談課、虐待対策課 (所在地) 堺市堺区旭ヶ丘中町3丁4番1号 堺市立健康福祉プラザ3階
11	訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	無
12	個人情報ファイルの種別	■ 法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
		政令第21条第7項に該当するファイル □ 有 ■ 無
		□ 法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル)
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける担当課の名称及び所在地	—
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
18	備考	